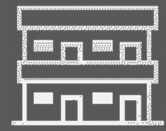


ワンルームマンションを建築する際は 遵守すべき基準・必要な手続きがあります



紛争の防止および良好な居住環境の確保を図るため、「さいたま市ワンルーム形式集合住宅の建築に関する指導基準」により、ワンルームマンションの建築計画、管理について必要な事項を定めています

対象

- ・床面積の合計が25㎡以下の住戸等が15戸以上の共同住宅
- ・階数が2以上のもの

基準

<建築計画に関する基準>

- ・建築物の外壁等から隣地境界線までの距離を50cm以上
- ・住戸等の床面積は16㎡以上
- ・30戸以上の建築物には管理人室を設置
- ・ゴミ置場は原則として敷地内に設置
- ・駐輪場（バイク用を含む）は、住戸あたり1台を敷地内に確保

<管理に関する基準>

- ・住戸等の数が30戸以上の場合は管理人を設置
- ・住戸等の数が30戸未満の場合は管理委託等適切な対応を図る
- ・玄関・ホール等に管理人等の氏名・連絡先を表示
- ・以下の事項を盛り込んだ管理規約を作成し、入居者へ指導

1 住戸等の部分は建築確認申請書および契約内容に沿った利用とすること
2 自動車・オートバイ等を路上駐車させないこと
3 電気・ガス・水道等の取扱について事故が発生しないよう努めること
4 ゴミ置場は常に清潔に保ちゴミは定められた収集日に指定の場所に出すこと

5 共有部分は常に清潔にすること
6 騒音や悪臭を発生させないこと
7 その他近隣に迷惑を及ぼさないこと

手続き

1 標識の設置

建築確認申請の2週間前まで(紛争防止条例の定めにより標識を設置した場合を除く)に設置

2 管理規約[※]及び管理人等の氏名等[※]の提出 (計画図面を併せて添付) [※]様式は任意

建築確認申請時に建築審査課へ提出

- 北部建設事務所建築審査課 (西区 北区 大宮区 見沼区 岩槻区) 048-646-3242
〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1 (大宮区役所 6階)
- 南部建設事務所建築審査課 (中央区 桜区 浦和区 南区 緑区) 048-840-6242
〒338-8686 さいたま市中央区下落合 5-7-10 (中央区役所・別館 2階)

詳しくは

さいたま市 ワンルーム指導基準



<問合せ先> さいたま市役所建設局建築部建築総務課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所 10階
TEL:048-829-1538 FAX:048-829-1982

